

宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

令和元年7月25日
福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、介護サービス事業者が、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など就労環境の整備を進めることにより、介護従事者の確保を図るため、予算で定めるところにより、介護サービス事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について（令和6年6月4日付け老発0604第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、別紙2「令和6年度（令和5年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」及び別紙3「令和6年度（令和5年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）並びに補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護ロボット」及び「ICT機器等」とは、国実施要綱において補助対象となる機器をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス又は同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの指定又は許可を受けた宮崎県内に所在する事業所を運営する者
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 第1条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金等によって助成されている経費及び次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 機器のメンテナンス費用
- (2) パソコン、タブレット、スマートフォンなどの通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費
- (3) その他、本事業として相当とは認められない費用

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書兼所要額内訳書(別記様式第3号)
- (2) 見積書
- (3) Wi-Fi工事に関する図面
- (4) 購入予定機器及びシステム連動経費に係るカタログ又はパンフレット等
- (5) 市町村以外の者にあつては、第3条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (6) 法人にあつては、第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (7) 市町村以外の者にあつては、第3条第4号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(第8条に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数を経過するまで知事の承認を受けず、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 規則第 21 条の規定による知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、知事の指示により、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に定める期間を経過するまで保管すること。
- (8) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除くものとする。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 前各号に掲げる条件に違反し、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合には、知事の指示により、補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (11) その他規則、国実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第 9 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更がない場合又は補助事業の実施に必要な経費の総額の 20% 以内の減額の変更とする。

（効果報告等）

第 10 条 別表の 1 又は 2 の事業を活用した補助事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に報告するとともに、補助を受けた翌年度から 3 年の間、補助を受けた事業所において事業計画書で定めた内容に対する効果を報告すること。

- 2 別表の3の事業を活用した補助事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に報告すること。
- 3 前2項に関する具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の1月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第7号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 実績額調書兼実績額内訳書(別記様式第3号)
 - (4) 領収書又は請求書の写し
 - (5) 購入した機器、Wi-Fi工事及びシステム連動経費の内容が分かる写真
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年度予算に係る宮崎県介護ロボット導

入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年度予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年度予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行し、令和5年度予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年度予算に係る宮崎県介護ロボット導入支援事業費補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 介護テクノロジー定着支援事業

区分	補助対象経費	補助率等
<p>(1) 介護ロボット等の導入支援</p>	<p>ア 介護ロボット</p> <p>次の(ア)及び(イ)の要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。</p> <p>(ア) 目的要件</p> <p>日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、国実施要綱別紙1の別添「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義による。）。</p> <p>(イ) 技術的要件</p> <p>次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。) <p>イ その他</p> <p>アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助の対象とする台数は、同一機種を導入する場合は定員数を限度とする。 ・ 一般的な用途に限定される機器等は対象外とする。 	<p>補助額は1台ごとに算出し、補助率は5分の4以内とする。</p> <p>ただし、アの移乗支援及び入浴支援の機器並びにイについては、1台につき100万円を上限とし、それ以外の機器については1台につき30万円を上限とする。</p> <p>なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とする。 ・ 1事業計画書につき、1回の補助とする。 ・ 補助対象経費には、3年以上のリース契約により導入する場合のリース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。 	
<p>(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援</p>	<p>ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 介護ロボットやICT機器等の複数のテクノロジーを組み合わせることで導入する場合に必要な経費を対象とする。</p> <p>イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として次を対象とする。</p> <p>(ア) Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費 (配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)</p> <p>(イ) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)</p> <p>(ウ) 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業所につき、1回の補助とする。 ・ 補助対象経費には、3年以上のリース契約により導入する場合のリース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。 ・ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。 	<p>補助率は補助対象経費の5分の4以内とする。ただし、1事業所につき1,000万円を上限とする。</p> <p>なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>(3) 導入支援と一体的に行う業</p>	<p>ア 第三者による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者 (業務改善を支援する事業者)</p>	<p>補助率は補助対象経費の5分の4以内とする。ただし、1</p>

<p>務改善支援</p>	<p>が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行う。</p> <p>イ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等 介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等を行う。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> アについて、本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。 1事業所につき、1回の補助とする。 	<p>事業所につき 48 万円を上限とする。</p> <p>なお、補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
--------------	--	--

2 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

補助対象経費	補助率等
<p>介護事業所に対する導入支援やそれに伴う研修によるモデル施設の育成や複数の介護事業所による生産性向上の取組から好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、必要となる以下の費用を対象とする。</p> <p>ア 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入に必要な経費（対象となる介護ロボット及び ICT 等については、原則として、「1 介護テクノロジー定着支援事業」で定める対象経費を準用するが、これによりがたい場合は県に協議すること。）</p> <p>イ テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費</p> <p>ウ 業務コンサルタントの活用に必要な経費</p> <p>エ 好事例集の作成に必要な経費</p> <p>オ その他本事業に必要と認められる経費</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事業を活用した事業者は、事業成果を地域の介護事業所が活用できるよう、介護事業所を対象とした研修会等や事業者団体等と連携した取組の横展開に協力すること。 あわせて、介護業界のイメージ改善及びその他に関する事業の取組成果についても同様に横展開に協力すること。 地域のモデル施設は、業務効率化に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、他の介護事業所等からの見学の受入れや他の介護 	<p>補助率は補助対象経費の 10 分の 10 以内とする。ただし、1 モデルにつき 2,000 万円を上限とする。</p> <p>なお、補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

<p>事業所に対する業務改善に関する助言等を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施にあたっては「介護施設における生産性向上に資するパイロット事業（自治体向け手引き）」を参考にすること。 	
---	--

3 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

補助対象経費	補助率等
<p>事業者グループ（小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者）が経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施するにあたり、必要となる以下の費用を対象とする。</p> <p>ア 人材募集や一括採用、職場の魅力発信に必要な経費</p> <p>イ 合同研修の実施等人材育成に必要な経費</p> <p>ウ 福利厚生の充実や職場環境改善等による従業員の職場定着に必要な経費</p> <p>エ 人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に必要な経費</p> <p>オ 事務処理部門の集約・外部化に必要な経費</p> <p>カ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費</p> <p>キ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外とする）</p> <p>ク 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外とする）</p> <p>ケ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費</p> <p>コ その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組に必要な経費</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者グループは、障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象とするが、介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）を運営する法人が代表者として申請（以下「申請代表者」という。）するものとする。 他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。 	<p>補助率は補助対象経費の5分の4以内とする。ただし、事業者グループを構成する法人数1につき120万円を上限とし、構成する法人数に制限はないが、1事業所グループあたり1,200万円を上限とする。</p> <p>なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>